

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、低公害車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に支援するため、低公害車の購入者に対し、予算の範囲内において交付する西尾市低公害車普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、低公害車とは、補助金申請年度中に新車登録をし、かつ、市内を使用の本拠とする別表第1に定める自動車をいう。ただし、既存の自動車を改造した場合は、既存の自動車が補助金申請年度中に新車登録されたものであり、改造電気自動車として自動車検査証が交付されたものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に住所又は所在地を有し、かつ、低公害車の新車を自ら使用する目的（レンタル、リース、試乗用等は除く。）で購入した者で、次の要件を満たすものとする。

(1) 次の要件をすべて満たす個人

ア 新車登録日から起算して6月以上前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者

イ 市税を滞納していない者

(2) 次の要件をすべて満たす法人

ア 市内に事業所等を有することを市が発行する事業証明書により確認できる者。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

イ 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助金を受けることができるのは、一の個人又は法人につき、1年度の間1台までとす

る。

(他の補助金等との関係)

第5条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する補助金等の受給を妨げない。ただし、他市町村における同様の趣旨による補助金等を受け、又は受ける対象車については、交付の対象としない。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月25日（その日が閉庁日の場合はその前の開庁日）までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 低公害車購入費支払済証明書（様式第2号）
- (3) 低公害車の自動車検査証又は標識交付証明書の写し
- (4) 低公害車の購入に係る請求明細が確認できるもの
- (5) 住民票の写し（個人の申請に限る。）
- (6) 事業証明書（法人の申請に限る。）
- (7) 完納証明書（非課税の場合は所得・課税証明書）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第5号から第7号までの証明書（以下この項において「証明書」という。）は、申請日前1月以内に発行されたものに限る。

3 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、申請者に対し、速やかに西尾市低公害車普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、遅滞なく当該補助金を交付するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付の条件に違反したとき。
- (3) 振込口座が確定しないなど、必要な処理を行うことが困難な状況のとき。
- (4) その他市長が適当でないとして認めたとき。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、速やかに西尾市低公害車普及促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請取下届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、第8条の規定により交付決定の取消しをした場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を市に返還させなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に新規登録された低公害車に係る補助金の交付について適用する。

（有効期限）

2 市長は、令和11年度末を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に新規登録された低公害車に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年4月1日以後に新規登録された低公害車に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に新規登録された低公害車に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	定義
燃料電池自動車	4 輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車に該当をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの
プラグインハイブリッド自動車	4 輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの。ただし燃料電池自動車に該当するものを除く
電気自動車	4 輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く

別表第 2（第 4 条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1 台につき 100,000 円
プラグインハイブリッド自動車	1 台につき 15,000 円
電気自動車	

様式第1号（第6条関係）

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）西尾市長

申請者 住所・所在地 _____
 氏名・法人・ _____
 代表者名 _____ (印)

※本人又は法人の代表者が署名したときは、押印を省略することができます。

電話番号 _____

低公害車を購入したので、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請内容

申請額	金 円	環境保全課使用欄
低公害車の種類	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 電気自動車	
登録日	年 月 日	
車両番号	三河	

添付書類

- 低公害車購入費支払済証明書（様式第2号）
- 低公害車の自動車検査証又は標識交付証明書の写し
- 低公害車の購入に係る請求明細が確認できるもの
- 住民票の写し（個人の申請に限る。）（申請日前1月以内に発行されたもの）
（住民登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。）
- 事業証明書（法人の申請に限る。）（申請日前1月以内に発行されたもの）
（法人登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。）
- 完納証明書（申請日前1月以内に発行されたもの）
（市税の納付状況を調査することに同意する場合は提出不要です。）
- その他市長が必要と認める書類

振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協 漁協	預金種目	普通・当座
		口座番号	
		フリガナ	
支店名		口座名義人	

※裏面につづく

2 誓約書

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、次に該当するかどうかの確認のため、西尾警察署長に照会がなされることに同意します。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 同意書

私は、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請に係る住民基本台帳、法人登録及び納税状況の調査を西尾市長が調査することに同意します。

氏名 _____ 年 月 日
法人・代表者名 _____ ⑩

※本人又は法人の代表者が署名したときは、押印を省略することができます。

4 委任状

私は、西尾市低公害車普及促進事業補助金申請を行うにあたり、次の者を代理人として、手続きの権限を委任します。（業者に委任する場合は、事業者及び担当者の両方を記入してください。）

代理人	事業者	住所	
		名称	
		代表者名	
		電話番号	
	・担当者 ・同居の親族 ・その他の代理人	住所	
		氏名	
		電話番号	

市記入欄（本人確認）	
本人 ・ 同居の家族 ・ 代理人	
氏名	
続柄	
確認方法	免許証・他（ ）

低公害車購入費支払済証明書

支払済金額	円
-------	---

※請求金額と一致すること

対象	西尾市低公害車普及促進事業補助金	
購入者	住所	
	氏名・法人・代表者名	
	車両番号	三河

最終支払年月日	年 月 日
---------	-------

上記のとおり支払済であることを証明します。

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地.....

名 称.....

代表者.....印

担当者.....

電 話.....

様式第3号（第7条関係）

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

西尾市長



低公害車普及促進事業補助金交付の決定について

年 月 日付けで交付申請のあった 年度低公害車普及促進事業補助金については、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

記

交付決定額	金 円
車両番号	三河

様式第4号（第7条関係）

西尾市低公害車普及促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

西尾市長



低公害車普及促進事業補助金不交付の決定について

年 月 日付けで交付申請のあった 年度低公害車普及促進事業補助金については、下記の理由により交付できないことと決定しましたので、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

理由	
車両番号	三河

様式第5号（第8条関係）

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

西尾市長



低公害車普及促進事業補助金交付の取消しについて

年 月 日付で通知した、年度低公害車普及促進事業補助金の交付決定については、下記の理由により交付できないことと決定しましたので、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

不交付の理由	
車両番号	三河

様式第6号（第9条関係）

西尾市低公害車普及促進事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

（宛先）西尾市長

申請者 住所・所在地 _____
氏名・法人・
代表者名 _____ (印)

※本人又は法人の代表者が署名したときは、
押印を省略することができます。

電話番号 _____

低公害車普及促進事業補助金交付申請取下げについて

年 月 日付で交付申請した 年度低公害車普及促進
事業補助金については、西尾市低公害車普及促進事業補助金交付要綱第9条の規
定により、下記の理由で取り下げます。

1. 取下内容

取下げの理由	
車両番号	三河

※ 裏面につづく

2. 委任状

私は、西尾市低公害車普及促進事業補助金申請を行うにあたり、次の者を代理人として、手続きの権限を委任します。（業者に委任する場合は、事業者及び担当者の両方を記入してください。）

代理人	事業者	住所	
		名称	
		代表者名	
		電話番号	
	・担当者 ・同居の親族 ・その他の代理人	住所	
		氏名	
		電話番号	

市役所記入欄（ご本人確認）	
本人 ・ 同居の家族 ・ 代理人	
氏名	
続柄	
確認方法	免許証・他（ ）